

議案第 27 号

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び
運営に係る基準に関する条例の一部改正について

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係
る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び
運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係
る基準に関する条例（平成 30 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正
する。

目次中「第 33 条」を「第 36 条」に、「第 34 条」を「第 37 条」に、「第
35 条」を「第 38 条・第 39 条」に改める。

第 3 条第 5 項中「責任者を設置する等」を削り、「行わなければ」を「行うと
ともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、
同条に次の 1 項を加える。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、
法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を
活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 8 条第 2 項中「居宅サービス事業者等」を「指定居宅サービス事業者等」に改め、「できること」の次に「、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加え、同条第 4 項中「この条において」を削る。

第 17 条第 9 号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行う場合（利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ているときに限る。）を含む。）」を加え、同条中第 30 号を第 31 号とし、第 21 号から第 29 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 20 号の次に次の 1 号を加える。

- (21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第 43 条第 2 項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が町長が定める基準に該当する場合であって、町からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出なければならない。

第 22 条第 7 号中「虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第 23 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第35条を第39条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第38条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（第37条において準用する場合を含む。）及び第17条第28号（第37条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

- 3 第8条第5項から第8項までの規定は、前項の場合において準用する。

第34条中「第30条第6項」を「第32条第6項」に、「第34条」を「第37条」に改め、第4章中同条を第37条とする。

第33条第2項第4号中「第30条第2項」を「第32条第2項」に改め、同項第5号中「第31条第2項」を「第33条第2項」に改め、第3章中同条を第36条とし、第32条を第35条とし、第31条を第33条とし、同条の

次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 3 4 条 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合を含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 3 0 条を第 3 2 条とし、第 2 7 条から第 2 9 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 2 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 2 6 条を第 2 8 条とし、第 2 5 条を第 2 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 2 7 条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う場合を含む。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定（同条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に1号を加える部分に限る。）は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係る基準に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第5項及び第34条（新条例第37条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第3条第5項中「行うとともに」

とあるのは「行わなければならない」と、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第３４条中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第３条 施行日から令和６年３月３１日までの間、新条例第２４条（新条例第３７条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第２４条第１項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第４条 施行日から令和６年３月３１日までの間、新条例第２７条（新条例第３７条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第２７条中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

理 由

国の定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。